

朝来市和田山駅前送迎スペース条例施行規則をここに公布する。

令和7年11月1日

朝来市長

朝来市規則第40号

朝来市和田山駅前送迎スペース条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、朝来市和田山駅前送迎スペース条例（令和7年朝来市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(タクシー優先待機場の区画数)

第2条 条例第3条第2号に規定するタクシー優先待機場の区画の数は、3とする。

(車両の範囲)

第3条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める車両は、準中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車（側車付きのものを含む。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを含む。）で、長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.5メートル以下（それぞれ積載物又は取付物を含む。）とする。

(利用の許可申請)

第4条 条例第5条の規定による許可申請は、タクシー優先待機場利用許可申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(送迎スペースの利用時間)

第5条 条例第7条第1号に規定する規則で定める時間は、30分とする。

(標識等の設置)

第6条 市長は、送迎スペースの管理に関し、送迎スペースの敷地内に条例第7条の禁止行為を示す標識その他適切な利用を促すための案内表示を設置するものとする。

(送迎スペース管理指導員)

第7条 市長は、送迎スペースを良好な状態に維持するため、職員（当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体の職員を含む。）のうちから送迎スペース管理指導員を指名する。

2 送迎スペース管理指導員は、その職務を執行するときは、その身分を示す送迎スペース管理指導員証（様式第2号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(送迎スペースの適切な管理に伴う措置)

第8条 市長は、送迎スペースを適切に管理するため、次に掲げる措置を講じることができる。

(1) 条例第7条の禁止行為をしようとする者、現にしている者又は当該規定に違反して駐車若しくは停車をしている車両の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対して当該禁止行為をしないことについての指導及び啓発をすること。

(2) 前号の場合において、現場に当該車両の所有者等がいないため、当該所有者等に対して、同号の規定による措置を講じることができないときは、直ちに当該車両を送迎スペースから移動することを要請するための警告書（様式第3号）をその見やすい箇所に取り付けること。

- (3) 送迎スペース及びその周辺地域における駐車施設に関する情報を提供すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置
(過料)

第9条 市長は、条例第12条の規定により過料の処分をしようとするときは、当該処分を受ける者に対し、あらかじめ過料処分告知・弁明通知書（様式第4号）によりその旨を告知し、弁明の機会を付与しなければならない。

2 市長は、条例第12条の規定により過料の処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、過料処分通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

タ ク シ ー 優 先 待 機 場 利 用 許 可 申 請 書

年 月 日

朝来市長 様

申請者 住所

氏名

利 用 の 期 間	から まで		
利 用 の 時 間	各日	午前・午後 時 午前・午後 時	分から 分まで
利 用 の 場 所	朝来市和田山駅前送迎スペース（タクシー優先待機場）		
車 両 の 種 別 (乗り入れる車両全て)	車 種	種 別 (セダン型など)	登録（車両）番号

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり朝来市和田山駅前送迎スペースタクシー優先待機場の利用を許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

朝来市長 

※道路運送法第 4 条の許可を受けたことを証するものを添付ください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

（表）

		第	号
送迎スペース管理指導員証			
写 真	所	属	
	氏	名	
	生年月日		
上記の者は、朝来市和田山駅前送迎スペース条例施行規則第 7 条に規定する送迎スペース管理指導員であることを証明します。			
年 月 日 発行			
有効期限	年 月 日		
朝来市長			印

（裏）

朝来市和田山駅前送迎スペース条例施行規則（抜粋）

（送迎スペース管理指導員）

第 7 条 市長は、送迎スペースを良好な状態に維持するため、職員（当該事務を委託したときは、当該委託を受けた法人その他の団体の職員を含む。）のうちから送迎スペース管理指導員を指名する。

2 送迎スペース管理指導員は、その職務を執行するときは、その身分を示す送迎スペース管理指導員証（様式第 2 号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（送迎スペースの管理における措置）

第 8 条 市長は、送迎スペースを適切に管理するため、次に掲げる措置を講じることができる。

(1) 条例第 7 条の禁止行為をしようとする者、現にしている者又は当該規定に違反して駐車若しくは停車をしている車両の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対して当該禁止行為をしないことについての指導及び啓発をすること。

(2) 前号の場合において、現場に当該車両の所有者等がないため、当該所有者等に対して、同号の規定による措置を講じることができないときは、直ちに当該車両を送迎スペースから移動することを要請するための警告書（様式第 3 号）をその見やすい箇所に取り付けること。

(3) 送迎スペース及びその周辺地域における駐車施設に関する情報を提供すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

年 月 日

警 告 書

（朝来市）

この車両の所有者又は使用者は、直ちに朝来市和田山駅前送迎スペースから移動させてください。

また、今後同様の禁止行為を行った場合は、朝来市和田山駅前送迎スペース条例の規定に基づき措置します。

記

- 1 違反利用の確認日時 年 月 日
 時 分 から 時 分 まで
- 2 自動車登録番号
- 3 朝来市和田山駅前送迎スペース条例第7条第 号に規定する禁止行為

連絡先：朝来市 都市整備部 都市政策課

TEL 079-672-6127

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

朝来市長 

過料処分告知・弁明通知書

あなたは、和田山駅前送迎スペース条例に違反したため、同条例第12条の規定により、過料処分の対象になります。

つきましては、朝来市和田山駅前送迎スペース条例施行規則第 9 条第 1 項の規定に基づき弁明の機会を付与します。

- 1 行為の日時 年 月 日
時 分 から 時 分 まで
- 2 行為の内容

（朝来市和田山駅前送迎スペース条例第 7 条第 号に規定する行為の違反）

- 3 弁 明 ☐ 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
☐ 下記のとおり弁明します。

()

年 月 日

署 名

（表）

第 年 月 日 号

住 所
氏 名 様

朝来市長 印

過料処分通知書

あなたは、朝来市和田山駅前送迎スペース条例に違反したため、同条例第12条の規定により、過料に処します。

1 行為の日時 年 月 日
時 分 から 時 分 まで

2 違反行為

（朝来市和田山駅前送迎スペース条例第 7 条第 号に規定する行為の違反）

3 過料の額 円

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝来市長に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝来市を被告として（訴訟において朝来市を代表する者は、朝来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。